

**デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>/プレミアム
通信端末修理費用保険特典規約
(リチャージプラン用)**

1. 概要

株式会社 HUMAN LIFE が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>/プレミアム」(以下「本サービス」といいます。)に付随関連して、被保険者が所有し、使用する無線通信機能を内蔵したスマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン(タブレット PC を含みます。)、スマートウォッチ、モバイルゲーム機、AirPods 各種(以下「対象端末」といいます。)の破損・水濡れ等により会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)、保険契約者を株式会社ネオグリフ、被保険者を会員(会員が個人に限り、生計を同一にする同居の親族(2 親等以内)及び別居の未婚の子を含みます。)とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末(保険の対象)

(1) 本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを対象端末とします。

- ① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から 5 年以内の製品であるか、又は、メーカー発売日から 5 年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として 1 年前より後に購入されたことが証明できる端末。
- ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 会員の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

(2) 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。なお、引受保険会社は、保険の対象(対象端末)を事故が発生した時に登録し、以降は登録端末が保険の対象端末となります。機種変更等により対象端末に変更がある場合は、登録端末機器変更届出書の提出が必要になります。

(3) 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 2.(1)①の対象期間経過後の端末。
- ② 対象端末の付属品・消耗品(AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等)。
- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。

- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされたと弊社が判断した端末。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、又は保証サービス（延長保証サービス等を含みます。）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。
- ⑨ 業務に利用されている端末機器

対象端末の種別	
スマートフォン	タブレット端末
ノートパソコン（タブレット PC を含む）	モバイルゲーム機
スマートウォッチ	AirPods 各種

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

4. 保険金額

引受保険会社は、会員に以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 会員あたり 1 年（起算日は、本サービスの利用契約開始日とします。）につき下記記載の金額（非課税）を上限として、会員が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン	修理可能： 最大20万円（※2） 修理不能： 最大 10 万円 （※3）	免責金額： 3千円（※4）	保険金の支払回数： 年 2 回まで（※5）
タブレット端末			
ノートパソコン （タブレット PC 含む）			
モバイルゲーム機			
スマートウォッチ			
AirPods 各種			

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不能な状況を指します。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額

を上限として保険金（非課税）をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。

※3 会員が修理不能となった当該端末の購入時御価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。

※4 保険の対象に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額（3 千円）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、損害保険金を支払います。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。

※5 一会員に対して支払われる保険金（不課税）の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日）につき、修理可能な場合は 20 万円（修理不能な場合は 10 万円）です。本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に、1 端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか、異なる端末であるかを問わず、総計 1 回とします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 損害状況・損害品の写真 ⑤ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

【保険金が支払われない場合】

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 利用契約開始日前に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品又は日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (14) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、又は交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末のメーカー又は販売店が、自らの決定又は行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収又は修理を行った場合における、回収の原因又は修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末を、加工又は改造した場合
- (22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣による場合
- (23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料など）
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色又は変質による損害
- (26) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害

(27) 日本国外で発生した事故による損害

(28) 紛失によって生じた損害

(29) 中古製品として購入された対象端末の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的事故）

附則

2023年5月16日制定

2024年8月21日改定

別紙1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 900 円 (税込 990 円)

※契約初月は日割り計算を行い、請求します。

※キャンペーン等を行った場合、本サービス申込時に適用されるキャンペーン内容については、別紙2「キャンペーン価格」に表記された内容が適用されます。

■利用料金の支払

本サービスの月額利用料金の支払は、以下の支払方法及び支払期日までに支払うものとなります。

- ・クレジットカード払い

当月5日に各クレジットカード会社に請求します。なお、初月利用料はご利用翌月5日に各クレジットカード会社に請求するものとなります。

振替日につきましてはクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されます。

■通信端末修理費用保険特典の利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① 縛りなし WiFi マイページ (<https://shibarinashi-wifi.jp/login>) から保険金請求フォーム (さくら損害保険株式会社の申請フォーム) へアクセスください。
- ② 必要事項のご入力、提出必要書類のアップロードを行ってください。

■保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険株式会社

保険金請求窓口：0120-982-267

受付時間：10:00～19:00／年末年始は除く

「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」を利用したいとお申し付けください。

■本サービスの解約方法

縛りなし WiFi マイページ (<https://shibarinashi-wifi.jp/login>) から解約頂けます。

当月末付けの解約手続きは毎月25日をもって締め切るものとし、26日以降の解約手続きは翌月末解約になります。

なお、本サービスは縛りなし WiFi リチャージプラン利用有効期間終了後も継続してご契約頂けます。縛りなし WiFi リチャージプランの利用有効期間が終了しても、本サービス

は同時解約とはならず、本サービスを解約頂かない場合は、本サービスのみ継続となりますのでご注意ください。

■手続きに関する手数料

①手数料の種類

種別	内容
請求事務手数料	請求書を発行するための料金（月額料金未納時の支払）
督促手数料	本サービス利用料等を支払期日までにお支払いいただけない場合に、当社が別途定める日数の経過後に督促状を発送し、発付日より督促状1通につき手数料をあわせて徴収する料金

②料金額

種別	内容
請求事務手数料	200 円（税込 220 円）
督促手数料	300 円（税込 330 円）

■利用停止、当社による利用契約の解除

①利用停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。（当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
- (3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、又は、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
- (4) 本人確認に応じないとき。
- (5) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。

②当社による利用契約の解除

当社は、契約者等①（利用停止）の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、契約者の利用契約を解除することがあります。

別紙2 キャンペーン適用価格

1. キャンペーン名称

「デジタルライフサポートスタートキャンペーン」

2. キャンペーン期間

2023年2月15日～終了日未定※

3. キャンペーン内容

課金開始月を1ヶ月目として、2ヶ月目までの月額基本料を無料と致します。

4. キャンペーン対象条件

キャンペーン期間中に、本サービスをご契約頂いたお客様が対象となります。

・注意事項

※本キャンペーンは、予告なく終了又は変更する場合があります。

別紙3 付随サービス規約① コンシェルジュサービス規約

1. 概要

弊社が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」に付随関連して、株式会社ネオグリフが提供するコンシェルジュサービスをご利用いただけます。

2. コンシェルジュサービスの内容

- ① 会員の端末が破損した際にお近くの修理店をご紹介
- ② 修理にかかる費用のお見積りを提示

3. コンシェルジュサービスの利用方法

コンシェルジュサービスの利用方法は以下の通りです。

- ① 利用の連絡を下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話によりご連絡ください。
- ② 専用窓口は会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。

専用窓口 Tel：03-6912-9522

受付時間 電話受付 11時～18時(平日のみ。なお年末年始(12月31日～1月3日)は受付していません)

別紙4 付随サービス規約② PC無料引取サービス規約

1. 概要

弊社が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」に付随関連して、株式会社ネオグリフが提供するPC無料引取サービスをご利用いただけます。

2. データの取扱いについて

会員の責任において予めデータを消去してからお送りくださいますようお願いいたします。PC無料引取サービスのお申込みと同時にデータ消去（又は物理的破壊）を承認されたものといたします。

機器の到着後、速やかにデータを消去（又は物理的破壊）いたしますが、万が一、残存データ等の消去若しくは流出による事故が発生しても弊社では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

3. 商品の取扱いについて

送付いただいた商品は、弊社の所定方法にて直に回収・処分させていただきます。いかなる場合であっても、会員へのご返却はお受け出来かねますのであらかじめご了承ください。

4. 送付先について

商品につきましては、下記にご送付をお願いいたします。

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-11-2 アルコイルス K ビル 4 階

PC無料引き取りセンター宛

別紙5 付随サービス規約③ 訪問設定割引サービス規約

1. 概要

弊社が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」に付随関連して、G・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）が提供するかけつけサポートをご利用いただけます。

2. 定義・確認事項

- ① 「かけつけサポート」とは、G社の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス（以下「訪問サービス」といいます。）を、会員価格（通常価格から10%割引）にて利用できるサービスをいいます。
※訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金を含むその他料金は対象外となります。
- ② 「訪問サービス」は、会員とG社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。なお、訪問サービスの提供は、本サービスの内容に含まれません。
- ③ G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約制定時点において、第2項以下のとおりです。会員は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、会員の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとします。
- ④ 弊社は、会員の訪問サービスの利用及びそれに関連して生じた会員又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

3. 「訪問サービス」の内容

- ① 訪問サービスとは、会員のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（本サービスの利用料金とは別にG社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて会員はG社に支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。
- ② 訪問サービスでは、G社は、会員に対して、会員価格（割引価格）による対応サポートを実施します。
- ③ 訪問サービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されます。
<https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php>
- ④ 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

4. サポート範囲

- ① 対象機器

- (1) 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
 - (2) 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内
- ② サポートエリア
3. ③記載の URL にてご確認ください。
- ③ 受付時間 電話受付 10 時～20 時(土日祝日も営業。なお年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)は受付していません)
 - ④ サポート対応時間 8 時～23 時(土日祝日も営業。なお年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)は対応していません)

5. 利用方法

訪問サービスの利用方法は以下の通りとなります。

- ① 利用の連絡を、下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。
- ② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。
- ③ 専用窓口は、会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示いたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- ④ 会員と G 社のスタッフが相談の上、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、G 社のスタッフの訪問等の日時を決定し、スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- ⑤ G 社のスタッフが訪問し、会員の状況を解決等し、会員は、G 社の請求に従い、G 社に対して訪問サービス料金を支払うものとします。

専用窓口 Tel : 0120-570-075

6. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G 社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- ① 申込内容がサポートの対象外である場合
- ② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- ③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾

を得られない場合

- ⑦ 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- ⑧ その他 G 社の定める場合

7. 免責事項

- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから(正確性、利便性、有用性、完全性等)を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止又は延期することがあります。
- ⑤ その他、G 社の定める事項。